

## 姫路市入札監視会議 議事概要（平成27年度第2回）

### 1 日時

平成28年2月23日（火） 午後2時から午後3時30分まで

### 2 場所

姫路市役所 東館3階 東302会議室

### 3 出席者

（委員）市川委員長 秋本委員 永井委員 井上委員

（姫路市）山田財政局長 福間財務部長 三河契約課長 他契約課2名

### 4 概要

#### (1) 建設工事発注状況等の説明

平成27年7月1日から平成27年12月31日までの間の入札及び契約手続の運用状況並びに制度改正等について事務局から報告

#### <制度改正の概要>

「姫路市総合評価競争入札試行要綱」（平成27年7月1日改正）

対象を拡大して、DBO方式によるものも対象とする。委員長が必要と認めるときに臨時の委員を指名できることとする。

#### 【主な質問・意見】

特になし

#### (2) 審議対象工事の抽出結果の報告

審議対象工事の抽出を行う委員に指定されていた秋本委員から、抽出結果を報告

#### <抽出の概要>

- ・入札方式別に審議対象工事は無作為に抽出
- ・制限付一般競争入札（総合評価）については、全2件中1件を抽出
- ・制限付一般競争入札（価格競争）については、全235件中2件を抽出  
（内訳：土木・鋼構造・ほ装工事から1件、建築・その他工事から1件）
- ・指名競争入札について、全247件中4件を抽出  
（内訳：土木・鋼構造・ほ装工事から2件、建築工事から1件、その他工

事から1件)

(3) 抽出工事の説明及び審議

抽出された工事について審議

ア 制限付一般競争入札（総合評価）

コアゾーンA－Bブロック連絡デッキ建設工事

【主な質問・意見】

委員： この工事に入札できる業者は1者くらいしかないのか。

事務局： この工事は市外業者まで参加条件を拡大していたため、参加資格のある業者は約70者あるが、姫路駅前のA・Bブロックの連絡通路の工事で、工事の内容が特殊なことに加え、建物を所有している民間企業との連携も必要とされるため、敬遠された可能性もある。

さらに、最近、橋の長寿命化工事等の鋼構造物工事が全国的に多く発注されていて、既に年度初めに業者は他工事を受注している可能性もあり、選択の幅が狭かったのではないかと推測される。

委員： 落札業者はどちらの業者か。

事務局： 姫路市内の業者である。

委員： 総合評価落札方式の場合、今後も参加者が少なくなるのか。

事務局： 全ての総合評価落札方式が同じ傾向というわけではない。今回は鋼構造物工事の中でも発注量の少ない特殊工事で、工事場所や条件も関係して市内業者も参加が難しかったと推測される。通常は市内業者優先だが、対象業者数も少ないため、市外業者まで参加可能としたが、結果的に参加が1者となった。過去の参加状況からみると、市外業者、特に大手の業者は、比較的発注規模の大きい工事への参加が多いようである。

イ 制限付一般競争入札（価格競争）

①手野川ゲート設置工事

【主な質問・意見】

委員： 4者辞退は多いのか。辞退するなら最初から申し込まなければいいのではないか。

事務局： 最初に参加申込み期限があるため、まず、参加申込みをし、積

算をすることになると思う。外注部分等の見積りなど実行予算として、採算性の点で参加辞退した可能性もある。

委員：先程のコアゾーンの工事の落札業者も入札しているが、今回は最低制限価格未満で無効となっている。

事務局：工事内容が大きく違うため、一様に比較はできない。  
工場製作したゲートを設置するという工事で、難易度の高い工事ではない。

## ②大津中学校他3校屋内運動場天井耐震改修等工事

### 【主な質問・意見】

委員：業者は最低制限価格付近の数字を算出できるのか。

事務局：最低制限価格はそれ以上が入札として有効で、それ未満になると自動的に失格となる重要なラインである。以前は非公表にしていたが、情報公開が進み、執行側が恣意的に設定しているという疑いを排除する目的もあり、入札前に算定式を公表し、事後には価格も公表している。工事については、直接工事費・共通仮設費・現場管理費・一般管理費の4つの経費の枠ごとに率を掛けて最低制限価格とするという算定式を事前公表している。金抜き設計書も公表しているため、業者が積算した予算と算定式を基に計算した最低制限価格とを比較して入札額を決めていると推測される。

委員：入札結果から各業者が最低制限価格付近の入札をしているが、業者にとって受注意欲の高い工事なのか。

事務局：この工事と同規模の建築工事の発注量が多くないため、受注意欲はあると思う。加えて、近年、ダンピングや担い手不足対策のため、国も法改正している流れがあり、最低制限価格のラインがかなり上昇している。業者の予算と最低制限価格のラインとの乖離が昔ほど大きくないため、落札するために最低制限価格付近の金額を入札する傾向があると思われる。

委員：近くの施工場所を集めている工事であるのも要因か。

事務局：建築工事は民間発注工事も多く、発注金額を大きくして公共工事への業者の受注意欲を高めるため、施工場所がある程度近い工事を括って発注している。

委員：以前、個別に発注するより工事をまとめて発注するほうがコストダウンになると聞いたが、この工事も同じか。

事務局： コストダウンだけでなく、受注意欲を高めるために、発注金額を上げるといった観点からも括って発注している。近隣に施工場所がない場合には、単独での発注もしている。様々な観点から総合的に勘案して発注形態を決めている。

## ウ 指名競争入札

### ①旭陽18号線舗装改良工事

#### 【主な質問・意見】

委員： 地理的条件以外に指名選定基準はあるのか。

事務局： 公表している姫路市建設工事等入札参加者選定要綱で大枠を定めている。この中で、例えば、連続する2のランクに格付けされている者から選定する、可能な限り市内業者を優先する、施工場所に近いという地理的条件等が定められている。また、設計金額により指名業者数を概ね決めている。施工実績として、指名競争入札については、2年又は3年平均完成工事高の金額が予定価格以上でないと指名しないという選定基準もある。この選定要綱を公表しているので、基本的にはこれに従って業者を指名している。

委員： 指名選定基準に従って実際に業者選定する際の具体的な基準はあるのか。

事務局： 基本的には同じ校区で対象となるランクの業者は全て指名しているが、同じ校区の業者数が指名業者数を超える場合には、施工場所に近い業者から指名し、偏りを防ぐために、年度を通してある程度、指名回数の調整をしている。基本的には、施工場所のある校区の業者は必ず指名して、近隣校区へ広げていき指名している。

委員： 業種2・3年平均実績というものは姫路市の工事だけの実績か。

事務局： 建設業法により公共工事を施工する業者は決算ごとに毎年、経営事項審査を受審するよう定められており、その経営事項審査の結果通知書の総合評定値や2・3年平均実績の数字を採用している。業種2・3年平均実績は業者の年間売上の2年又は3年平均実績であり、姫路市の契約だけに限定していない。

### ②（北部）菅野169号線道路補修工事

#### 【主な質問・意見】

委員： 入札結果から推測すると、この工事の積算にあたって、積算ソフトなどを活用している可能性はあるのか。

事務局： 舗装工事で設計内容も非常に単純であるため、算定式をもとにした金額で入札した業者が多いと思われる。

### ③姫路市営手柄住宅2号棟外壁補修工事

#### 【主な質問・意見】

委員： 先程の土木工事とこの建築工事とでは、どちらも最低制限価格付近の入札価格であるのに、落札率が違っているのは、業種によって最低制限価格の設定が違うからか。

事務局： 最低制限価格は予定価格の何割という設定ではなく、直接工事費・共通仮設費・現場管理費・一般管理費の4枠ごとに率を掛けた合計が最低制限価格になる。土木工事と建築工事とでは、積算基準や経費割合が違い、掛ける率も多少違うので、結果的に予定価格に対する最低制限価格の割合は建築工事のほうが若干高めになる。

### ④城乾小学校水泳プール塗装工事

#### 【主な質問・意見】

委員： 最低制限価格未満の業者が多いが、理由は何か。

事務局： 建築工事や塗装工事は、土木工事のように細かい積算基準が設定されていないため、市の積算に基づく数字としての最低制限価格の算定は容易ではない。塗装工事などは、最低制限価格をあまり意識せず入札してきているのではないかと推測される。

委員： 各業者の入札額の差も大きい。

事務局： 業種の性質として会社の体力や施工体制により、金額が左右されやすいと考えられる。最低制限価格の水準をかなり上げているため、個別の工事それ自体をとらえると業者の実態と水準に多少ずれがあるのではないかと思う。

委員： 予定価格と入札額の差が大きい、この金額で施工でき、利益も出るということか。

事務局： 利益が出ているのではないかと思う。塗装工事は民間工事の需要も多いため、公共と民間とでは設計額自体に差があるのかもしれない。また、個別の工事のみで捉えるとどうかわからないが、官民あわせた会社全体で利益を出すという戦略的

な方法も考えられる。

(4) 入札参加資格制限の措置状況

平成27年7月1日から平成27年12月31日までに入札参加資格制限措置の状況について、事務局から報告（措置業者なし）

【主な質問・意見】

特になし

(5) 指名停止の措置状況

平成27年7月1日から平成27年12月31日までに指名停止措置を行った延4者について、事務局から報告

【主な質問・意見】

特になし

(6) 低入札価格調査

平成27年7月1日から平成27年12月31日までに行った低入札価格調査について事務局から報告

【主な質問・意見】

委員： 低入札価格の工事の設計変更について契約書に何か取り決めがあるか。

事務局： 設計変更について、契約書には、契約解除理由に当たる場合についての規定はあるが、甲乙協議のもとに設計変更するという規定以外には、具体的な規定がない。

委員： 低入札で落札しても、効果が変わらなければ、企業努力で一部コストダウンすることは可能ということか。

事務局： 基本的には設計書どおり施工し、工事完了まで設計内容が変わらなければ、落札金額から金額変更することはない。

委員： 設計内容と別の材料を使用しても効果が同じなら、業者は安い材料を使いたいと思うが、そういった設計変更も一応は認められるのか。

事務局： 発注者が承認すれば、変更契約も考えられる。

委員： 変更契約の際には、必ず変更契約書を締結するのか。

事務局： 締結する。

委員： 請負金額が変更になる設計変更の場合は、議会の承認が必要か。

事務局： 地方自治法や条例で1.5億円以上の請負工事については、議会の

議決が必要と定められているため、1.5 億円以上の工事は設計変更の場合にも、議会の議決が必要となる。

委員： 変更金額が 1.5 億円未満ならば議会の議決なく、変更契約できるのか。

事務局： 当初の契約については、予定価格 1.5 億円以上の工事は議会の議決が必要となり、変更契約については、変更後の請負金額が 1.5 億円以上の場合に議会の議決が必要となる。当初契約は予定価格が基準だが、変更契約の場合は、変更後の請負金額を基準として議決が必要か判断することになる。

(7) 苦情処理要綱に基づく苦情処理

苦情処理案件及び再苦情処理案件について、事務局から報告（苦情処理案件なし。再苦情処理案件なし。）

【主な質問・意見】

特になし

## 5 その他

(1) 次回会議の審議対象工事の抽出委員について

永井委員に決定。

(2) 次回の定例会議の開催について

次回の定例会議は、平成 28 年 8 月に開催することに決定。